

平成30年3月15日(木)16時00分～

## 平成30年度介護報酬改定等に係る 居宅サービス事業所等説明会資料

# 居宅療養管理指導

- ・ 今回の説明会で使用する省令・告示・通知等の資料については、現段階で厚生労働省が示した改正（案）です。
- ・ 正式な改正省令・告示・通知・Q & A等については、厚生労働省の通知が発出された後に、県のホームページに掲載する予定ですので、随時ご確認ください。

※県ホームページ

トップページ>健康・福祉>高齢者・介護>施設・事業者>

サービス事業者関係情報（介護）>平成30年度介護報酬改定等の情報について

<目 次>

- ①介護報酬改定の概要について …… 1P
  
- ②報酬告示の改正案(平成30年4月施行分) …… 9P  
    <指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準>
  
- ③介護給付費算定に係る体制等に関する届出について …… 21P
  
- ④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等(様式) …… 22P
  
- ⑤[別紙]中山間地域等の地域 …… 26P

# (介護予防)居宅療養管理指導

---

## 改訂事項 ※介護予防居宅療養管理指導も同様

---

- ①看護職員による居宅療養管理指導の廃止
- ②訪問人数等に応じた評価の見直し
- ③中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

## ① 看護職員による居宅療養管理指導の廃止

➤ 看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえ、6か月の経過措置期間を設けた上で廃止する。

＜現行＞

同一建物居住者以外 402単位

同一建物居住者 362単位



＜改正後＞

なし(廃止)

## ② 訪問人数に応じた評価の見直し

➤ 現行では、同一日に同じ建物に居住する者(同一建物居住者)に対し指導・助言等を行った場合は減算した評価を行っているが、訪問した建物内において、当該訪問月に診療した人数によって以下のとおり評価する。

(1) 単一建物居住者1人に対して居宅療養管理指導を行う場合

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して居宅療養管理指導を行う場合

(3) 単一建物住居者10人以上に対して居宅療養管理指導を行う場合

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

▶同一建物居住者と単一建物居住者の定義の違いは以下のとおり

### ■同一建物居住者

当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。

### ■単一建物居住者

当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師等が、同一月に訪問診療、往診又は居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □医師が行う場合 居宅療養管理指導 ※1回あたり

#### (1)居宅療養管理指導(Ⅰ)(Ⅱ以外の場合)

<現行>

同一建物居住者以外 503単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

#### (2)居宅療養管理指導(Ⅱ)

(在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合)

<現行>

同一建物居住者以外 292単位

同一建物居住者 262単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 294単位

単一建物居住者が2人～9人 284単位

単一建物居住者が10人以上 260単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □医師が行う場合 介護予防居宅療養管理指導 ※1回あたり

(1) 介護予防居宅療養管理指導(Ⅰ)(Ⅱ以外の場合)

<現行>

同一建物居住者以外 503単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導(Ⅱ)

(在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合)

<現行>

同一建物居住者以外 292単位

同一建物居住者 262単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 294単位

単一建物居住者が2人～9人 284単位

単一建物居住者が10人以上 260単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □歯科医師が行う場合

居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 503単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

介護予防居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 503単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □薬剤師が行う場合

居宅療養管理指導 ※1回あたり

(1) 病院又は診療所の薬剤師

<現行>

同一建物居住者以外 553単位  
同一建物居住者 387単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 558単位  
単一建物居住者が2人～9人 414単位  
単一建物居住者が10人以上 378単位

(2) 薬局の薬剤師

<現行>

同一建物居住者以外 503単位  
同一建物居住者 352単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位  
単一建物居住者が2人～9人 376単位  
単一建物居住者が10人以上 344単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □薬剤師が行う場合

介護予防居宅療養管理指導 ※1回あたり

(1) 病院又は診療所の薬剤師

<現行>

同一建物居住者以外 553単位  
同一建物居住者 387単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 558単位  
単一建物居住者が2人～9人 414単位  
単一建物居住者が10人以上 378単位

(2) 薬局の薬剤師

<現行>

同一建物居住者以外 503単位  
同一建物居住者 352単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 507単位  
単一建物居住者が2人～9人 376単位  
単一建物居住者が10人以上 344単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □管理栄養士が行う場合

居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 533単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 537単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

介護予防居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 533単位

同一建物居住者 452単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 537単位

単一建物居住者が2人～9人 483単位

単一建物居住者が10人以上 442単位

## ②訪問人数に応じた評価の見直し

### □歯科衛生士等が行う場合

居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 352単位

同一建物居住者 302単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 355単位

単一建物居住者が2人～9人 323単位

単一建物居住者が10人以上 295単位

介護予防居宅療養管理指導 ※1回あたり

<現行>

同一建物居住者以外 352単位

同一建物居住者 302単位

<改正後>

単一建物居住者が1人 355単位

単一建物居住者が2人～9人 323単位

単一建物居住者が10人以上 295単位



### ③中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導

---

➤中山間地域等の要支援・要介護者に他の訪問系サービスと同様に以下の加算を新たに創設

□特別地域加算

□中山間地域等における小規模事業所加算

□中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

### ③中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導

---

□特別地域加算(所定単位数の15/100)

・・・離島振興法、山村振興法等の特別地域に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

➤群馬県内の特別地域、中山間地域等は別紙のとおり

➤「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が必要

### ③中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導

#### □中山間地域等における小規模事業所加算 (所定単位数の10/100)

・・・特別地域の対象を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等における小規模事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

▶小規模事業所の要件は以下のとおり

1月あたり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所

1月あたり延訪問回数が5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所

▶「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が必要

### ③中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導

#### □中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (所定単位数5/100)

・・・特別地域、中山間地域等に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの

▶現行において居宅療養管理指導については、通常の事業の実施地域を定めることが求められていないが、「通常の事業の実施地域」を運営基準に基づく運営規程に定める必要がある

▶「特別地域加算」又は「中山間地域等における小規模事業所加算」を算定している事業所が、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合も算定可能

型居宅介護をいう。第五十四号において同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十号に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第七十九号ロにおいて同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第一百六号に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三号に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))、法第一百五十四号第一項第一号ロに規定する第一号通所事業その他社会参加に資する取組(以下「指定通所介護等」という。))を実施した者の占める割合が、百分の五を超えていること。

(2) (略)

ロ (略)

ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)

㊦ 単一建物居住者1人に対して行う場合

507単位

ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)

㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合

503単位

- 22 -

26

㊧ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

483単位

㊨ ㊦及び㊧以外の場合

442単位

(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)

㊦ 単一建物居住者1人に対して行う場合

294単位

㊧ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

284単位

㊨ ㊦及び㊧以外の場合

260単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)を行っているものをいう。)の人数に従い、所定単位数を1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要

㊦ 同一建物居住者に対して行う場合

452単位

(新設)

(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)

㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合

292単位

㊧ 同一建物居住者に対して行う場合

262単位

(新設)

注1 (1)及び(2)については在宅の利用者(当該利用者と同じ建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。)の医師が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、(1)及び(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して

- 23 -

な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準  
イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

5 指定居宅療養管理指導事業所の医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 452単位

(新設)  
注 (1)については在宅の利用者（当該利用者同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が同一日に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

(新設)

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準  
 イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
 ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
 ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
 ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。  
 ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常

(新設)

の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合  
 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 558単位  
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 414単位  
 (三) (一)及び(二)以外の場合 378単位  
 (2) 薬局の薬剤師が行う場合  
 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位  
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 376単位  
 (三) (一)及び(二)以外の場合 344単位

注1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合  
 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553単位  
 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 387単位  
 (新設)  
 (2) 薬局の薬剤師が行う場合  
 (一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位  
 (二) 同一建物居住者に対して行う場合 352単位  
 (新設)

注1 (1)(一)及び(2)(一)については在宅の利用者（当該利用者と同一建築物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、(1)(二)及び(2)(二)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

2 (略)

(新設)

(新設)

導事業所であること。

5 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 537単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注1 在宅の利用者であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業

(新設)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 533単位
- (2) 同一建物居住者に対して行う場合 452単位

(新設)  
注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同じ建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下の注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準
- イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。
  - ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。
  - ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。
  - ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。
  - ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当

(新設)

する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 355単位
- (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 323単位
- (3) (1)及び(2)以外の場合 295単位

注1 在宅の利用者であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 352単位
  - (2) 同一建物居住者に対して行う場合 302単位
- (新設)

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単

数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び2の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び2の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

へ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(イ) 要介護1

362単位

へ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合

(イ) 要介護1

380単位



において非該当と判定されたものの人数の合計数に二を乗じて得た数を加えたもの

※ 別に厚生労働大臣が定める期間の内容は次のとおり。  
指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注の厚生労働大臣が定める期間  
事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費の注7に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）

ハ (略)

4 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ)

- ㊦ 単一建物居住者 1人に対して行う場合 507単位
- ㊧ 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
- ㊨ ㊦及び㊧以外の場合 442単位

(2) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ)

- ㊦ 単一建物居住者 1人に対して行う場合 294単位
- ㊧ 単一建物居住者 2人以上9人以下に対して行う場合 284単位
- ㊨ ㊦及び㊧以外の場合 260単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用

ロ (略)

5 介護予防居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅰ)

- ㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位
  - ㊧ 同一建物居住者に対して行う場合 452単位
- (新設)

(2) 介護予防居宅療養管理指導費Ⅱ)

- ㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 292単位
  - ㊧ 同一建物居住者に対して行う場合 262単位
- (新設)

注1 ㊦及び㊧については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が同一日に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予

者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス基準第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(1)㊦及び(2)㊦については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の10分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位

(新設)

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位

(3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注 1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)ま

(2) 同一建物居住者に対して行う場合 452単位

(新設)

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が同一日に歯科訪問診療又は指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

(新設)

(新設)

での注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

㊦ 単一建物居住者1人に対して行う場合 558単位

㊧ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 414単位

㊨ ㊦及び㊧以外の場合 378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

㊦ 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位

(新設)

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553単位

㊧ 同一建物居住者に対して行う場合 387単位

(新設)

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

㊦ 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位

㊦ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 376単位

㊨ ㊦及び㊧以外の場合 344単位

注1 在宅の利用者であつて通院が困難なものに対して、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所

㊦ 同一建物居住者に対して行う場合 352単位

(新設)

注1 (1)㊦及び(2)㊦については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院が困難なものに対して、(1)㊦及び(2)㊦については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院が困難なものに対して、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合につき、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 (略)

(新設)

(新設)

在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の薬剤師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
 指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準
- イ 医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。
- ロ 歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。
- ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。
- ニ 管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。
- ホ 歯科衛生士等が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

5 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予

(新設)

防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合       | 537単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 483単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合           | 442単位 |

注1 在宅の利用者であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

ニ 管理栄養士が行う場合

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 | 533単位 |
| (2) 同一建物居住者に対して行う場合     | 452単位 |
- (新設)

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同じ建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合       | 355単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 323単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合           | 295単位 |

(新設)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 | 352単位 |
| (2) 同一建物居住者に対して行う場合     | 302単位 |
- (新設)

注1 在宅の利用者であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して、訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。）の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域介護予防居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。  
指定介護予防居宅療養管理指導における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であつて通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。

イ～ハ (略)

(新設)

(新設)

管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定介護予防居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第91条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

へ (略)

(削る)

(新設)

へ (略)

6 介護予防通所介護費（1月につき）

イ 介護予防通所介護費

(1) 要支援1

1,647単位

(2) 要支援2

3,377単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定

平成30年度介護報酬の改定に伴う加算等の届出の取扱いについて  
(平成30年4月1日適用分)

平成30年度介護報酬の改定に伴う居宅サービス等の介護給付費算定に係る体制等に関する届出の取扱いは、次のとおりですので、ご注意ください。

- 1 届出が必要な事業所
  - ・平成30年4月1日から創設される加算（以下「新規の加算」という。）を算定する場合
  - ・現在算定中の加算を変更する場合
  - ・規模区分（通所系サービス）に変更がある場合
- 2 届出書類
  - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（平成30年4月版）
- 3 添付書類
  - ・新規の加算については現時点では未定です。3月中旬以降、県（中核市）のホームページに掲載する予定です。
  - ・既存の加算については、各加算ごとに必要な書類を提出してください。
- 4 届出書の提出期限
  - ・平成30年4月1日適用分の介護報酬算定に係る届出の提出期限は、平成30年4月1日まで猶予されます。
  - ・ただし、4月1日は日曜のため、4月2日（月）を提出期限とします。
  - ・新規の加算だけではなく既存の加算の算定及び変更についても、4月2日を提出期限とします。
- 5 提出先 群馬県介護高齢課、前橋市介護高齢課、高崎市長寿社会課
- 6 加算に関する問い合わせ等について
  - ・説明会等の資料を十分ご確認の上、指定権者あてFAXでお問い合わせください。
  - ・質問内容により個別回答又は県（中核市）ホームページ等での回答を予定しています。  
※回答までに時間を要することがありますので、あらかじめご容赦ください。
- 7 留意事項
  - ・届出書の提出後に、今後示される厚生労働省の通知等により、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
  - ・現時点で県指定の居宅介護支援について、平成30年度から指定権限が市町村に委譲されますが、平成30年4月1日適用分の算定については県に提出してください。
  - ・平成30年5月以降に新たに加算等を算定する場合又は加算等の内容が変わる場合の届出については、通常どおり（下表参照）ですのでご注意ください。  
(居宅介護支援は事業所が所在する市町村に提出)

サービスの種類	提出期限	指定権者	提出先
訪問・通所サービス、 居宅療養管理指導、 福祉用具貸与	加算等の算定を開始 する月の前月15日 まで	県	事業所の所在地を管轄 する各保健福祉事務所
		中核市	中核市担当課
短期入所サービス 特定施設入居者生活介護	加算等の算定を開始 する月の初日まで	県	事業所の所在地を管轄 する各保健福祉事務所
		中核市	中核市担当課

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

法人所在地  
名称  
代表者職名氏名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種類	法人所轄庁					
事業所・施設 の状況	代表者の職・氏名	職名		氏名			
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	フリガナ 事業所名称						
	主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号 ー ) 群馬県 郡市					
事業所・施設 の状況	連絡先	電話番号		FAX番号			
	主たる事業所の所在地以外の場所で 一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	管理者の氏名						
事業所・施設 の状況	管理者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	
	届出を行う事業所・施設の種類	指定 居室サービス	訪問介護		1新規 2変更 3終了		
		訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
訪問看護				1新規 2変更 3終了			
訪問リハビリテーション				1新規 2変更 3終了			
居宅療養管理指導				1新規 2変更 3終了			
通所介護				1新規 2変更 3終了			
療養通所介護				1新規 2変更 3終了			
通所リハビリテーション				1新規 2変更 3終了			
短期入所生活介護				1新規 2変更 3終了			
短期入所療養介護				1新規 2変更 3終了			
特定施設入居者生活介護				1新規 2変更 3終了			
福祉用具貸与				1新規 2変更 3終了			
指定介護予防サービス		介護予防訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了			
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了			
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了			
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了			
	介護予防通所介護			1新規 2変更 3終了			
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了			
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了			
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了			
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了			
施設	介護予防福祉施設			1新規 2変更 3終了			
	介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了			
	介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号	1	0					
医療機関コード等							
特記事項	変更前	変更後					
関係書類	別添のとおり						

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。



※備考（別紙1）、備考（別紙1-2）を確認すること  
（別紙1）（別紙1-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・介護予防サービス）

算定開始日	平成	年	月	日	事業所名	事業所番号	1	0	等	割引
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当す	る	体	制	等		
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地		
31 居宅療養管理指導			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 なし 1 非該当 1 非該当	2 あり 2 該当 2 該当					
34 介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 なし 1 非該当 1 非該当	2 あり 2 該当 2 該当					

中山間地域等における小規模事業所に対する加算（居宅サービス及び居宅介護支援）  
チェック表

事業所名			
事業所番号			
指定年月日	平成 年 月 日	再開年月日	平成 年 月 日
異動等区分		1 新規      2 変更      3 終了	
対象サービス (該当するサービスに○を付けてください)		1 訪問介護      2 訪問入浴介護      3 訪問看護 4 福祉用具貸与      5 居宅療養管理指導	

(1) 【地域に関する状況】

(どちらかにチェックをしてください)

貴事業所の所在地は、中山間地域等に該当しますか。

該当する

該当しない

(参考)「中山間地域等」とは。

特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律に指定されている地域。

※群馬県内の対象地域については、別紙一覧にてご確認ください。

(2) 【規模に関する状況】

※訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導…訪問回数

※福祉用具貸与…実利用者数

ア) 前年度（3月を除く）の実績が6ヶ月以上の場合

・実績年度 平成  年度      ・加算算定年度 平成  年度

計算方法：前年度（3月を除く）の延べ訪問回数（実利用者数）÷月数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 (a)	月平均 (b) (a)÷月数
											0	0

1月あたりの訪問回数（又は実利用者数）を入れてください

イ) 前年度の実績が6ヶ月未満の場合

(新たに事業を開始し、又は再開する場合も含む)

・届出年月日 平成 年 月 日      ・算定開始年月日 平成 年 月 日

計算方法

直近3ヶ月の延べ訪問回数（実利用者数）÷3

月	月	月	合計 (a)	月平均 (b) (a)÷3
			0	0

◎小規模事業所の要件

サービス種類	月平均(b)
訪問介護	200回以下
訪問入浴介護	20回以下
訪問看護	100回以下
居宅療養管理指導	50回以下

※訪問回数

サービス種類	月平均(b)
福祉用具貸与	15人以下

※実利用者数

※注意※

◎ 新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、下記の点にご注意ください。

・ 事業を開始し、又は再開してから4月目以降に届出が可能です。

◎ 前年度の実績が6ヶ月未満の場合（新たに事業を開始し、又は再開する場合も含む）には下記の点にご注意ください

・ 平均訪問回数（又は実利用者数）については、毎月ごとに記録し、所定の回数（人数）を上回った場合は、直ちにその旨の届出が必要です。

・ なお、上記の場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。

◎ H12老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の通則及び各サービスの該当部分を必ずご確認ください。

中山間地域等における小規模事業所に対する加算（介護予防サービス）  
チェック表

事業所名			
事業所番号			
指定年月日	平成 年 月 日	再開年月日	平成 年 月 日
異動等区分		1 新規	2 変更
対象サービス (該当するサービスに○を付けてください)		3 終了	
		1 介護予防訪問介護	2 介護予防訪問入浴介護
		3 介護予防訪問看護	4 介護予防福祉用具貸与
		5 介護予防居宅療養管理指導	

(1) 【地域に関する状況】

(どちらかにチェックをしてください)

貴事業所の所在地は、中山間地域等に該当しますか。

該当する

該当しない

(参考) 「中山間地域等」とは。

特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律に指定されている地域。

※群馬県内の対象地域については、別紙一覧にてご確認ください。

(2) 【規模に関する状況】

※介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導…訪問回数  
※介護予防訪問介護、介護予防福祉用具貸与…実利用者数

ア) 前年度（3月を除く）の実績が6ヶ月以上の場合

・実績年度 平成 年度 ・加算算定年度 平成 年度

計算方法：前年度（3月を除く）の延べ訪問回数（実利用者数）÷実績月数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 (a)	月平均 (b) (a)÷月数
											0	0

1月あたりの訪問回数（又は実利用者数）を入れてください

イ) 前年度の実績が6ヶ月未満の場合

(新たに事業を開始し、又は再開する場合も含む)

・届出年月日 平成 年 月 日 ・算定開始年月日 平成 年 月 日

計算方法

直近3ヶ月の延べ訪問回数（実利用者数）÷3

月	月	月	合計 (a)	月平均 (b) (a)÷3
			0	0

◎小規模事業所の要件

サービス種類	月平均(b)
介護予防訪問入浴介護	5回以下
介護予防訪問看護	5回以下
介護予防居宅療養管理指導	5回以下

※訪問回数

サービス種類	月平均(b)
介護予防訪問介護	5人以下
介護予防福祉用具貸与	15人以下

※実利用者数

※注意※

◎ 新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、下記の点にご注意ください。

・ 事業を開始し、又は再開してから4月目以降に届出が可能です。

◎ 前年度の実績が6ヶ月未満の場合（新たに事業を開始し、又は再開する場合も含む）には下記の点にご注意ください。

・ 平均訪問回数（又は実利用者数）については、毎月ごとに記録し、所定の回数（人数）を上回った場合は、直ちにその旨の届出が必要です。

・ なお、上記の場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。

◎ H18老計（老振・老老）発第0317001号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の通則及び各サービスの該当部分を必ずご確認ください。



# 中山間地域等の地域

(色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお問い合わせください。)

別紙

市町村名	特別地域加算対象地域		中山間地域等の小規模事業所評価加算地域 <small>＜事業所所在地が、特別地域加算対象地域以外の地域で、小規模事業所＞</small>	＜参考＞	山村振興法以外の中山間地域等				事業所実施地域 越えのサービステ <small>＜利用者の居住地域が、事業所が定めている通常の事業の実施地域を越える＞</small>
	山村振興法第2条第1項指定	山村振興法第2条第1項指定			a	b	c	d	
		(A)	(B) = a+b+c+d-(A)						
		H22.4.1現在の権記							
みどり市	箕郷町、大間々町、勢多郡東村	東町、大間々町浅原、大間々町塩原、大間々町小平、大間々町長尾根	旧東村、旧福岡村	—	—	—	—	旧東村	中山間地域等 (A)+(B)
榛東村		—	○	—	—	—	—	—	旧東村、旧福岡村
吉岡町		—	○	—	—	—	—	—	—
上野村		○	—	—	—	—	—	—	—
神流町	万揚町、中里村	○	—	—	—	—	—	—	—
下仁田町		大字下小坂、大字中小坂、大字上小坂、大字東野牧、大字本宿、大字西野牧、大字南野牧	旧小坂村、旧西牧村	—	—	—	—	—	—
南牧村		大字大日向、大字六車、大字大仁田、大字砥沢、大字大星尾、大字羽沢、大字熊倉	次を除く 旧小坂村、旧西牧村	—	—	—	—	—	—
甘楽町		—	国峰地域、入山地域、那須地域、久保地域	—	—	—	—	—	国峰地域、入山地域、那須地域、久保地域
中之条町	六合村	大字山田、大字上沢渡、大字下沢渡、大字四方、大字折田、大字赤岩、大字日影、大字小雨、大字生須、大字太子、大字入山	次を除く 旧沢田村、旧六合村	○	—	—	—	—	—
長野原町		○	—	○	—	—	—	—	—

# 中山間地域等の地域

(色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお問い合わせをお願いします。)

別紙

市町村名	特別地域加算対象地域		中山間地域等の小規模事業所評価加算地域 ＜事業所所在地が、特別地域加算対象地域以外の地域で、小規模事業所＞	＜参考＞				事業所実施地域 越えのサービス提供加算の地域 ＜利用者の居住地域が、事業所が定めている通常の事業の実施地域を越える＞
	＜事業所所在地による＞			豪雪地帯対策特措法第2条第1項、第2項指定	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特措法第2条第1項規定	特定農山村法第2条第1項規定	過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項規定	
	(A)		(B) = a+b+c+d-(A)	a	b	c	d	
合併	H22.4.1現在の権記							
孺恋村	○	○	-	○	古永井地域、鹿沢地域、大平地域、北山開拓地域、中原・山梨開拓地域、仁田沢地域、細原地域、門貝地域、浅間開拓地域、万座地域、干俣地域、今井地域、田代地域、長井地域	-	○	○
草津町	-	-	○	○	-	-	-	○
高山村	○	○	-	○	梅沢茶屋ヶ松地域、北之谷地域	○	-	○
東吾妻町	大字五町田、大字箱島、大字、大字岡崎、大字新巻、大字奥田、大字細原、大字矢倉、大字岩下、大字松谷、大字三島、大字厚田、大字大戸、大字萩生、大字本宿、大字須賀尾、大字大柏木	旧東村、旧岩島村、旧坂上村	旧吾妻町(旧岩島村、旧坂上村除く)	○	泉沢地域、十二ヶ原地域、高日向・大平地域、鳥帽子・長藤地域、飯米場地域、大石地域、上の沢地域、手古丸地域	旧吾妻町	○	○
片品村	○	○	-	○	築地域、下平地域、智測地域、登戸・栃久保地域、鍛冶屋地域、山崎地域、鍛冶屋地域、針山地域、戸倉地域	○	○	○
川場村	○	○	-	○	-	○	-	○
昭和村	-	-	中野下地域、大河原地域	-	中野下地域、大河原地域	-	-	中野下地域、大河原地域

# 中山間地域等の地域

(色のついたセルをみてください。現行の地名を確認する場合は、当該市町村の各法令担当課にお願いします。)

別紙

市町村名	特別地域加算対象地域 中山間地域等の 小規模事業所評 価加算地域 ＜事業所所在地による＞	山村振興法以外の中山間地域等				事業所実施地域 越えのサービス提 供加算の地域 ＜利用者の居住地域 が、事業所が定めてい る通常の事業の実施 地域を超える＞			
		＜参考＞	山村振興法第2条第1項指定	豪雪地帯対策特措法第2 条第1項、第2項指定	辺地に係る公共的施設の 総合整備のための財政上 の特措法第2条第1項規定		特定農山村法第2条第1項 規定	過疎地域自立促進特別措 置法第2条第1項規定	
みなかみ町	合併 月夜野町、水上 町、新治村 藤原、夜後、粟沢、綱子、 幸知、湯桧曾、大穴、吉日 本、鹿野沢、小日向、高日 向、寺間、小仁田、川上、 湯原、阿能川、谷川、向 山、永井、吹路、猿ヶ京、温 泉、相俣、須川、東峰、入 須川、西峰須川、布施、湯 宿温泉、新巻、羽場、師田	山村振興法第2条第1項指定 (A)	(B) = a+b+c+d-(A)	a	b	c	d	(A)+(B)	
		旧水上町、旧新治村 旧月夜野町	山村振興法以外の中 山間地域等	豪雪地帯対策特措法第2 条第1項、第2項指定	辺地に係る公共的施設の 総合整備のための財政上 の特措法第2条第1項規定	特定農山村法第2条第1項 規定	過疎地域自立促進特別措 置法第2条第1項規定	永井地域、入須川地域、 恋越地域、吹路地域、赤 谷地域、笠原地域、藤原 地域	○





↓ **必ず指定権者の宛先に○を付けて送付してください。**

群馬県介護高齢課 居宅サービス係あて	(FAX:027-223-6725)
前橋市介護高齢課 指導係あて	(FAX:027-223-4400)
高崎市介護保険課 介護サービス担当あて	(FAX:027-321-1166)

※ 送付票(送り状)は添付しないで、本様式のみ送信してください。

### 平成30年度介護報酬改定等に係る質問票

事業所番号	10	事業所名	
職・氏名		電話番号	
サービス種別 (該当箇所に ☑をつけて ください。)	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハビリ(☐老健) <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護(☐特養併設) <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護(☐老健 <input type="checkbox"/> 介護療養型 <input type="checkbox"/> 診療所) <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 特定福祉用具販売 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防サービス		
関連資料名・ 該当ページ等			
質問内容	<p>※可能な限り質問理由、根拠、質問者の見解等も併せて記載してください。</p>		

整理欄	
-----	--

※太線枠内(整理欄以外)は、もれなく記載してください。

※質問内容により、個別の回答又は県(中核市)ホームページ等での回答を予定しています。

※回答までに時間を要することがありますので、あらかじめご容赦ください。